

## 加古川市水道庁舎内清涼飲料水自動販売機設置者の公募について（募集要項）

加古川市水道庁舎内における清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という）について、設置者を公募しますので、希望される方は下記の内容をご確認のうえ応募してください。

### 1 設置場所の概要（別紙位置図参照）

- ・設置場所 加古川市水道庁舎 1階（屋内）
- ・住所 加古川市野口町良野 398 番地の 1
- ・総床面積 約 2,200 m<sup>2</sup> (4 階建て)
- ・開庁時間 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 まで
- ・閉庁日 12 月 29 日 から 1 月 3 日 まで
- ・在勤者数 約 130 名
- ・自動販売機設置状況

1 階：清涼飲料水自動販売機（缶及びペットボトルなどの密閉式）1 台  
(現在設置している自動販売機の月平均売上本数は約780本)  
(令和 8 年 3 月 31 日に許可期限満了)

### 2 設置の台数

自動販売機 1台 (外形寸法上限：幅1,200mm×奥行 900mm)  
回収ボックス 2個以上 (設置使用面積：幅1,200mm×奥行 600mm)

### 3 設置する自動販売機等の指定、条件

- (1) 地域貢献型自動販売機及び災害対応自動販売機の導入を積極的に行うこと。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡もしくは転貸してはならない。
- (3) 自動販売機が省エネタイプ・ノンフロン対応機とすること。また、閉庁日及び開庁日の開庁時間外については、自動販売機の照明を消灯すること。
- (4) 設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体等に負担がかからない方法で設置すること。
- (5) 自動販売機の設置使用面積は、幅1,200mm以内 奥行900mm以内とし、使用面積には保護用品・放熱スペース・脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法を含む。
- (6) 自動販売機の販売品目は、一般市場で認知、支持されているものとし、酒類及びその類似品の販売は禁止する。  
また、缶又はペットボトルなどの密閉式のものとし、カップ式は不可とする。
- (7) 販売価格については、標準小売価格以下とすること。
- (8) 設置者は回収ボックスを 2 個以上設置し、常に利用者がペットボトル等を廃棄できるよう設置者が責任をもって回収、リサイクルすること。
- (9) 回収ボックスの使用面積は、幅1,200mm以内 奥行600mm以内とすること。
- (10) 自動販売機及び前項の回収ボックス等のメンテナンスについては、設置者もしくは100%株式を所有している法人により、商品の補充・売上金回収・清掃・メンテナンス等の維持管理業務を確実に行うこと。  
※これにより難いときは、事前に経営管理課までご相談ください
- (11) 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置者の責任において対処すること。  
また、自動販売機に故障時等の連絡先（昼間、夜間）を明記すること。

- (12) 自動販売機の設置及び撤去にかかる費用は、全て設置者の負担とする。
- (13) 設置期間満了又は、許可取り消しとなった場合は、設置者の責任において速やかに原状回復を行うこと。

#### 4 応募資格

加古川市の入札参加資格者名簿に登載されている方のうち、次の(1)から(5)に該当しない法人又は個人に限り応募することが可能。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 申込期間において加古川市の指名停止措置を受けている者。
- (4) 営業について法令等の規定により許認可等を受けていない者。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体。

#### 5 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、当初加古川市上下水道局が設定した公募条件を変更しないことを前提に、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断した場合は、設置を許可した日から3年を限度として毎年度更新することができる。

#### 6 使用料

申込みのあった応募価格（税抜額）のうち、加古川市上下水道局が設定する最低使用料以上の申込み及び最高の価格を提示したものを設置予定者とし、申込みのあった応募価格（税抜額）に消費税及び地方消費税と年間光熱費を加算した金額を使用料とする。

（最低使用料）※光熱費除く

64,393円（年額）

（年間光熱費の計算は次のとおり）

- ① 自動販売機の年間消費電力量を12で割り戻し月間平均使用電力量を算出
- ② 関西電力㈱従量電灯A電気料金表（直近）に月間平均使用電力量をあてはめる
- ③ ②の値に12を乗じる

①及び②の計算結果において小数点第1位以下が生じる場合は、全て切り捨てて計算する。

（例） ①年間使用電力量       $1,000 \text{ kwh} \div 12 \text{ヶ月} = 83.3333\cdots \rightarrow 83 \text{ kwh}$   
②従量電灯A料金（令和8年3月分適用）  $83 \text{ kwh} \rightarrow 2,039 \text{ 円}$   
③年間光熱費       $2,039 \text{ 円} \times 12 \text{ヶ月} = 24,468 \text{ 円}$

なお、設置者は、加古川市上下水道局が発行する納入通知書により、指定期日までに当該使用期間に係る使用料の全額を納入すること。

#### 7 応募書類

- (1) 応募申込書（封入、封緘のこと）【別紙様式第1号】
- (2) 誓約書【別紙様式第2号】
- (3) 予定販売品目一覧表【別紙様式第3号】
- (4) 設置する自動販売機の寸法、年間消費電力量のわかるカタログ等
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

## 8 申込期間、場所

申込期間：令和8年2月20日（金）から 令和8年3月9日（月）まで

（土、日、祝日を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

申込場所：加古川市野口町良野 398 番地の1

加古川市水道庁舎 4階 経営管理課 に郵送または持参のこと。

## 9 選定方法

応募書類の提出を受け、条件をみたしているものの中から、最高の応募価格を提示したものを持つ予定者とする。

また、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定する。  
なお、販売品目の売値は、審査の対象とはしない。

## 10 結果の公表等

設置予定者を決定したときは、設置予定者に通知するとともに、令和8年3月下旬頃に加古川市上下水道局ホームページにおいて、設置予定者名と設置価格を公表する。

## 11 使用許可申請の手続き

設置予定者は、指定期日までに『行政財産目的外使用許可申請書』を経営管理課に提出すること。

なお、使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定者の負担とする。

## 12 設置予定者の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定者が応募者の資格を失った場合。

## 13 その他

(1) 設置場所の説明会は実施しないが、現地確認は可能とする。

(2) 応募書類については結果に関わらず返却しない。

(3) 設置予定者についての公募資格確認を要する場合は、後日審査に必要な書類（登記簿、国税完納証明等）の提出を求める場合がある。

<募集に関する問い合わせ先>

加古川市上下水道局経営管理課

加古川市野口町良野 398 番地の1

電話 079-427-9320 (直通)

担当：岩田